

に)、請求異議事由として、建物買取請求権(借地借家法13条)の行使を主張しようとしている。

**建物買取請求権**は、前訴の訴訟物たる建物収去土地明渡請求権の発生原因に内在する瑕疵ではなく、**建物の社会的効用の保持・賃借人の投下資本回収の機会保障という政策的見地から認められたそれとは別個独立の権利**である。

細マーク

細マーク

また、**建物買取請求権は、建物所有権の喪失を伴う点で、賃借人の実質的敗訴であるから、前訴での早い段階における権利行使を期待できない。**

細マーク

そこで、建物買取請求権については、前訴で十分な手続保障が与えられているとはいえず、前訴での不行使について賃借人の自己責任を認めることが相当でないから、基準時後の行使が認められると解する。

#### [論点7] 基準時後の白地手形補充権の行使

白地補充権は、その行使により欠けている手形要件を補充して完全な手形とすることで一方的に署名者の義務を生じさせる形成権である。それゆえに、基準時後の手形補充権の行使は、基準時後の形成権行使の問題である。

まず、白地手形に基づく手形金請求の訴えと、白地部分を補充した手形に基づく手形金請求の訴えとは、その目的である権利又は法律関係を異にするものではなく、訴訟物は同一であるから、既判力が作用する関係にある。

次に、既判力の正当化根拠は前訴での手続保障を前提とした自己責任にあるところ、白地手形の所持人が前訴段階で白地を補充することは一挙手一投足の労であり、特段の事情のない限り、前訴における白地補充権の行使について手続保障が与えられていたといえる。

そこで、**特段の事情のない限り、基準時後の白地補充権の行使は既判力により遮断されると解する。**

特段の事情は、原告が手形を紛失しているがとりあえず時効完成猶予のために訴訟を提起したなどのように、前訴の基準時までには白地補充権を行使することが期待できなかった事情を意味する。

#### [論点8] 基準時後の後遺症悪化

Xは、不法行為による身体傷害に係る治療費等の賠償を求める損害賠償請求訴訟で確定勝訴判決を得たところ、前訴判決の基準時後に後遺症が悪化したために再手術を受け、その治療に要した費用32万円の賠償を求める損害賠償請求訴訟を提起した。

確かに、同一不法行為により生じた同一の身体傷害を理由とする複数の財産上の損害は、実体法上1個の損害賠償請求権を構成する。

そうすると、前訴基準時までには顕在化した傷害に係る損害賠償請求権と前訴基準時後に顕在化した後遺症に係る損害賠償請求権は、本来であれば、同じ訴訟物であるといえるから、既判力が作用する関係にあるといえる。

しかし、明示的一部請求の訴えにおいては、訴訟物は明示された債権の一部に限定されると解される。

そして、**後遺症の発生時期の未確定性からすれば、前訴におけるXの請求**

が、本件不法行為により惹起された損害のうち、前訴基準時までに支出された治療費に係る損害のみを請求し、前訴段階では顕在化していない後遺症の治療費の請求はしないという趣旨のものであることは、明らかであるといえる。

そうすると、前訴の訴訟物は後遺症の治療費に係る損害賠償請求権を除いた部分に限定されるから、前訴確定判決の既判力はかかる損害賠償請求権を訴訟物とする後訴に作用しない。

(補足)

法律構成としては、①一部請求の理論により前訴訴訟物と後訴訴訟物の同一性を切断して既判力の作用を否定するものと、②作用を認めつつ、期待可能性による調整（[論点2]）により、例外的に基準時前の事由たる後遺症の治療費発生主張の遮断を否定するものがある。

なお、③未顕現の後遺症も含め不法行為時に全損害が発生していると解されるから、後遺症に基づく損害発生を基準時後の事由に位置づけるという構成を採用するのは困難である。

細マーク

細マーク

#### [論点9] 基準時後の地下高騰

Xは、Yを被告とする土地の不法占拠による賃料相当損害金の損害賠償請求訴訟において、月額4万円7800円の割合による賃料相当損害金の支払いを命じる確定勝訴判決を得たものの、その後も被告が本件土地の不法占拠を継続していたところ、土地の賃料相当額が月額13万5042円に上昇したため、上昇時点以降の不法占拠による賃料相当の損害金として、上昇分との差額分である月額8万7242円の割合による損害金の賠償を求めて、損害賠償請求訴訟を提起した。

確かに、土地の賃料相当額の上昇は特別事情であるものの、土地の不法占拠による賃料相当額の損害賠償請求権は、通常損害と特別損害の双方を包含するものとして実体法上一個の損害賠償請求権を構成する。

そうすると、上昇前の賃料相当額の損害賠償請求権と上昇後の賃料相当額の損害賠償請求権は、本来であれば、同じ訴訟物であるといえるから、既判力が作用する関係にあるといえる。

しかし、明示の一部請求の訴えにおいては、訴訟物は明示された債権の一部に限定されると解される。

そして、前訴基準時後に公租公課の増大・土地の価値の高騰により土地の賃料相当額が上昇した場合、前訴の段階で、差額相当の損害金について主張立証することは不可能である。

そうすると、仮に上記要因により基準時後に土地の賃料相当額が上昇した場合における、上昇分の損害金については、前訴における請求から除外するという趣旨が明らかであるから、その旨の明示があったと同視するべきである。

したがって、前訴の訴訟物は、上昇前の賃料相当額の損害賠償請求権に限